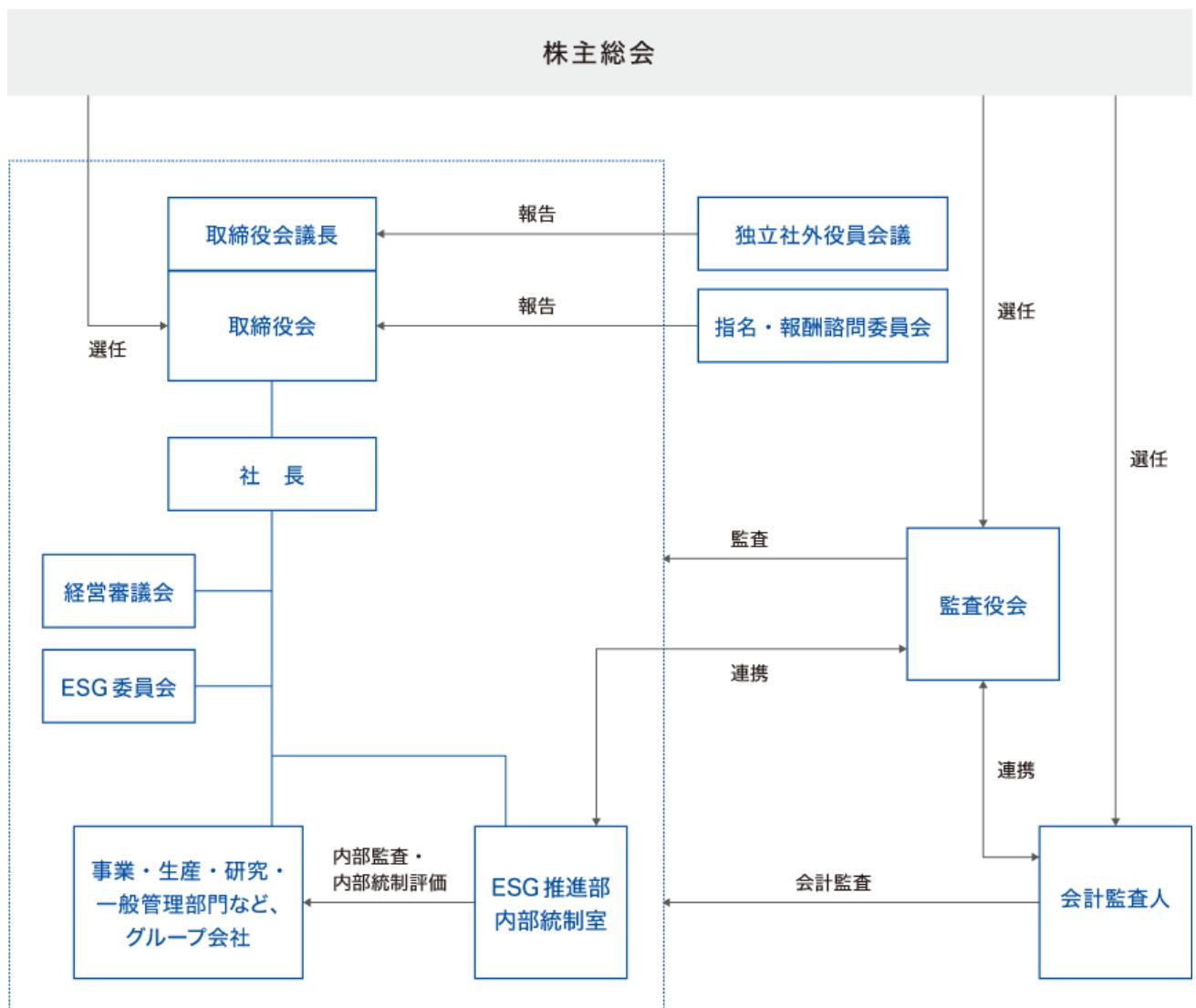


コーポレート・ガバナンス

基本的な考え方

当社は、『人と、技術の創造的融合により未来を切り拓く価値を共創し、地球環境とゆたかな暮らしに貢献します。』という企業理念のもと、当社が持続的に成長し、当社の中長期的な企業価値を向上させ、株主および投資家の皆さま、お客様、地域社会、取引先、社員などのすべてのステークホルダーと信頼でつながる関係を築きます。企業としての社会的責任を果たすため、最良のコーポレート・ガバナンスを実現します。

■ コーポレート・ガバナンスの体制図



▶ 役員一覧についてはこちらをご覧ください。

コーポレート・ガバナンス体制

機関設計

当社は、原則として独立社外取締役2名と独立社外監査役2名を設置し、取締役会による業務執行の監督かつ監査役会による監査が十分に機能していることから、会社法上の機関設計として監査役会設置会社を選択します。

取締役・取締役会

取締役会は、当社が持続的に成長し、中長期的な企業価値の向上を実現するために、効率的かつ実効的なコーポレート・ガバナンスを実現します。

取締役会は、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保するとともに、経営陣の指名、評価およびその報酬の決定、当社が直面する重大なリスクの評価および対応策の策定、ならびに当社の重要な業務執行について、当社のために最善の意思決定を行います。当社グループの経営にかかわる重要事項に関しては、社長他によって構成される経営審議会の審議を経て取締役会において執行を決議しています。取締役会の員数は、13名を上限とし、そのうち2名は取締役会の監督機能を強化するために独立社外取締役を選任しています。取締役の任期は、経営責任の明確化を図るために1年としています。

監査役・監査役会

監査役および監査役会は、取締役の職務の執行を監査することにより、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立します。

監査役会は、原則として独立社外監査役2名を含む4名で構成されていて、会計監査人およびESG推進部内部統制室と相互に連携して監査を遂行しています。監査役は、定期的に代表取締役と意見交換する場を持つとともに、取締役会をはじめ、執行としての重要事項の決定を行う経営審議会や部門長会などの重要会議に出席し、適宜業務執行状況の監視を行っています。

指名・報酬諮問委員会／独立社外役員会議

当社は、指名・報酬諮問委員会、独立社外役員会議を設置しています。指名・報酬諮問委員会は、取締役の報酬や取締役および監査役候補者の指名に関して議論し、内容を取締役会に報告しました。また独立社外役員会議は、取締役会の実効性に関して議論し、内容を取締役会議長に報告しました。

業務執行

当社は、執行役員制度を採用し、取締役の監督機能と業務執行機能をハーモナイズさせ、意思決定の迅速化と役割の明確化を行っています。取締役会は、カネカグループ全体の重要な経営戦略の決定と業務執行の監督を行い、執行役員は業務執行の責任を担っています。日常の業務執行については、取締役会が選任した執行役員をはじめとする部門長に広い権限を与え、毎月部門長会を開催し、各部門長から取締役・監査役に対し職務の執行状況を直接報告させてています。また、各部門の業務運営については、ESG推進部内部統制室が内部統制評価および内部監査を行っています。

社外役員の独立性基準

当社は、独立社外取締役、独立社外監査役となる者の独立性をその実質面において担保するための「社外役員の独立性に関する基準」を定め、株主総会招集通知やコーポレートガバナンス報告書などでその内容を開示しています。

取締役の選任基準

当社は、取締役の選任に関しては、性別、年齢および国籍などによる制限を設けず、人格、見識、能力および経験とともに高い倫理観を有していることを条件として、代表取締役と独立社外取締役から構成されている指名・報酬諮問委員会の議論を踏まえて、取締役会において決定しています。

取締役会の実効性と分析・評価

当社は、取締役会議長が、独立社外役員会議からの報告や、社内役員からの意見を定期的に確認して、現在の取締役会のあり方や運営に関する分析・評価を行い、その結果の概要を開示します。2018年度の取締役会の状況については、取締役会の運営（開催回数や頻度、開催時間、事前に提供される情報の内容、議事の内容、審議など）、社外取締役の役割、リスクマネジメントなどを中心に、独立社外役員会議において議論を行いました。その結果を踏まえて自己評価を行った結果、取締役会は、リスク管理を考慮した当社グループの重要事項の意思決定と業務執行の監督という役割において有効に機能しており、実効性が確保されていることが確認されました。当社は、今後も実効性評価を行うことにより、取締役会の実効性の確保に努めていきます。

■ 当社のガバナンス強化の取り組み

2006年	<ul style="list-style-type: none">・ 執行役員制度の導入・ 取締役の員数変更（21名→13名）・ 「内部統制システムの基本方針」の制定
2011年	<ul style="list-style-type: none">・ 社外取締役の選任（1名）
2013年	<ul style="list-style-type: none">・ 「社外役員の独立性に関する基準」の制定
2015年	<ul style="list-style-type: none">・ 社外取締役の増員（1名→2名）・ 「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の制定・ 指名・報酬諮問委員会の設置・ 独立社外役員会議の設置
2016年	<ul style="list-style-type: none">・ 取締役会の実効性評価を開始
2019年	<ul style="list-style-type: none">・ 「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の一部改訂

リスクマネジメント

基本的な考え方

リスク管理については、各部門が、業務の遂行に際して、または関連して発生しそうなリスクを想定して適切な予防策を打ち、万一、リスクが発現した場合には、関連部門の支援を得ながら適切に対処することを基本としています。

潜在的リスク発現に対する予防策については、倫理・法令遵守に関するものも含め、ESG委員会コンプライアンス部会が全社の計画の立案・推進を統括します。

リスクが発現した場合、または発現するおそれが具体的に想定される場合には、適宜ESG委員会が当該部門と協働して対処します。

以上のことから、的確に実施されているかどうかについて定期的に点検を行い、体制の形骸化を回避するとともに、実効性を維持・改善していきます。

事業等のリスク

事業の状況、経理の状況などに関する事項のうち、当社グループの財政状況および経営成績に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には次のようなものがあります。

なお、ここに記載した事項は、当連結会計年度現在において、当社グループがリスクとして判断したものであります。当社グループに関するすべてのリスクを網羅したものではありません。

1. 当社事業の優位性の確保と国内外の経済環境の動向に係るリスク

2. 事業のグローバル化に伴うリスク（為替変動、海外事業展開）

3. 原燃料価格の変動に係るリスク

4. 製造物責任・産業事故・大規模災害に係るリスク

5. 知的財産権の保護に係るリスク

6. 環境関連規制の影響

7. 訴訟などに係るリスク

8. その他のリスク

▶ 詳しくは、当社の「有価証券報告書」をご覧ください。

情報セキュリティの強化

カネカグループは「情報管理基本方針」を定め、社員への周知を徹底することで情報の適正管理に努めています。

情報管理基本方針

1. 法令・ルールの遵守

社会や顧客からの信頼こそ、グループとして第一に守るべきものである。

法令、社会的規範、社内規程・手続等の遵守は、業務に携わる者全員の基本原則である。

2. 機密情報の保護

製造・研究・販売等に関する機密情報は、グループの競争力の源泉である。

業務に携わる者は全員このことを十分認識し、これらの情報の外部流出や不正な目的による使用を防止する。特に個人情報や関係先から機密扱いで預託を受けた情報など、厳格な取扱いが必要な情報については、各社の情報管理責任者が情報を特定し厳重に管理する。

3. 制度・仕組みの整備

情報を有効に活用し業務運営の効率化を図ることは、グループの事業の継続と拡大に不可欠な要素である。

安全に情報を活用するために、情報セキュリティに関するルールの整備や情報システム面での対応を進めるとともに、情報の管理責任の所在を明確にし、適正な情報管理に努める。

4. 教育・啓発の実施

グループ経営の強化や外部資源活用の進展に伴い、さまざまな倫理観・価値観を持った人達が業務に関与している。

これらのメンバーとの協働がより円滑に行えるよう、情報セキュリティに係るリスクの認識を啓発し、倫理面も含めた教育活動の強化とその継続に努める。

カネカグループではサイバー攻撃などのリスクから会社の情報資産を守るため、社外の専門家の知見も取り入れながら継続的にセキュリティレベルの向上に努めています。2018年度からは情報セキュリティを取り巻く急激な環境変化に伴うリスク低減を目的として、既存設備の見直し、各種セキュリティツールの導入による対策を講じています。加えて、社員の情報セキュリティリテラシー向上を目的に、定期的な階層別研修、監査や訓練、eラーニングによる教育を実施しています。

事業継続に向けた危機管理体制の強化

カネカグループはリスク管理に関する基本方針を制定し、それに基づいて「危機」に対応する基本的な事項を「危機管理規程」で周知しています。

また、危機発生時の備えや初動対応に関するルールをわかりやすく図表にした「危機管理ハンドブック」を社員に配布し、適切な通報・指示・相談・処置の実施とスムーズな情報伝達について共有しています。

2018年度は「危機管理規程」を改訂し、危機に対応する基本的な体制・役割、危機の事例・ランクなどを明確にしました。カネカグループが受ける悪影響を可能な限り回避・低減して企業活動を維持することによって、カネカグループの社会的責任を継続的に果たしていきます。

コンプライアンス

基本的な考え方

当社は、カネカグループの役員・社員によるコンプライアンスの遵守を経営の重要な課題と考え、さまざまな取り組みを行っています。

コンプライアンス遵守の啓発

カネカグループの役員・社員が守るべき「倫理行動基準」や法令・規則をやさしく解説した「コンプライアンス・ガイドブック」のイントラネット上への掲載、カネカグループ内の種々の研修や会議、グループ会社でのコンプライアンス委員会の活動などにより、コンプライアンスに対する理解と遵守の徹底を図っています。



2017年6月改訂版

コンプライアンス・ガイド
ブック

研修でのセルフチェック

2014年から当社の全社員を対象としたコンプライアンスに関するeラーニングの受講を開始しました。また2016年から国内グループ会社に対象を拡げ、2018年度に43社の社員が受講しました。
独占禁止法遵守関連では、販売・購買・事業開発に携わる当社および国内グループ会社の幹部職を対象として研修を行い、誓約書の提出も義務付けています。

内部監査と相談窓口の設置

日本国内・米国・欧州のグループ会社を対象とした独占禁止法遵守関連のESG適正監査を実施してきましたが、2018年度に中国のグループ会社も対象に加えました。今後さらに海外グループ会社の対象を拡げていきます。

また、コンプライアンス相談窓口を社内および社外弁護士事務所に設け、カネカグループ内からの疑問に答えるとともに、問題が起きた場合には迅速な対応と早期解決に努めています。



コンプライアンス研修の様子

知的財産

基本的な考え方

当社は、社長直轄の知的財産部にて研究開発の成果を特許などの知的財産として確実に権利化することにより、社会課題の解決に資するソリューションの早期提供を目指しています。

グローカルな視点からは同部をセンターとして、米州、欧州、アジアの各拠点への知的財産専任者の配置により、現地の課題を直接対応する体制を整えています。

また、事業部門、研究開発部門と一体となってビジネスの川上から川下までの特許網構築など、事業ごとに知的財産戦略を策定・実行しています。

さらには、出願時報奨、登録特許を一定量取得した際のパテントマスター報奨、外国登録時報奨など多様な発明報奨制度を設け、社員の出願インセンティブを高めることで積極的な知的財産の創出を図っています。

一方、他者の知的財産権に対しては、これを尊重し係争を未然に回避すべく、テーマ提案・事業化・仕様変更などの事業開発の節目において必ず特許調査を実施し、パテントクリアランスの確保に万全を期しています。

特許網の構築と権利行使

2018年度は、健康経営に資する重点分野を主に、日本では、海洋においても生分解性を有する「カネカ生分解性ポリマーPHBH」の成形・加工性に優れた組成物、発光面の傾斜・回転が可能な有機EL照明「KANEKA LUCE（カネカルーチエ）」、発酵バター入りマーガリンなどに関する特許権を取得しました。

海外では、米国を主に、より自然光に近い発色をするハイブリッド有機EL素子、「カネカ ペプチド」に続く植物成長促進素材、酸化型および還元型コエンザイムQ10の製造方法などに関する特許権を取得しました。

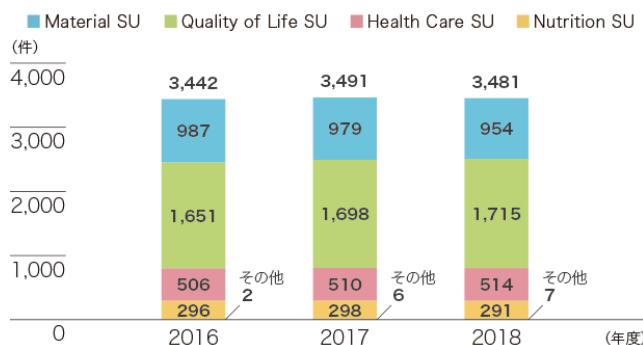
知的財産権の行使としては、中国において当社登録商標「Kanekalon」を不正に付したウィッグ製品を製造・販売する3社に対して行政摘発を実施し、「Kanekalon」が記されたラベルならびにラベルが付された製品を押収・廃棄しました。また、欧州では、還元型コエンザイムQ10の流通・販売に関与した6社に対して当社特許権に基づく警告を行い、侵害品の販売中止ならびに当社正規品への切り替えを果たしました。

特許保有数

国内特許については、ポートフォリオ変革に向けて、2018年度中に新たに200件以上が登録となりました。一方、期間満了を迎えた特許も存在し、国内特許保有数はトータルでは昨年とほぼ同数になりました。海外特許保有数は、近年の海外特許網強化の取り組みを反映して、引き続きすべてのSUで増加しました。

その結果、2018年度末における特許保有数は、国内特許3,481件、海外特許3,519件となりました。特に、事業のグローバル化を反映し、重点化したHealth Care SUとNutrition SUでの海外特許保有数の伸びが大きくなりました。

■ 国内特許保有数



■ 海外特許保有数

